



NEWS(PRESS) RELEASE

令和 5年10月24日

志摩市 危機管理統括監

防災危機管理室

| | |
|-------|---|
| タイトル | 令和5年度 志摩市防災訓練の実施と災害対策本部運営訓練（図上訓練）公開について |
| 概要 | <p>南海トラフ地震を想定して、地震・津波に対する災害対応力や防災意識の向上を図ることを目的に「令和5年度 志摩市防災訓練」を実施します。</p> <p>○訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設営訓練 ・災害対策本部運営訓練（図上訓練） ・職員安否確認及び参集訓練 ・被害調査、被害認定実施訓練 <p>特に「災害対策本部運営訓練（図上訓練）」は県や自衛隊、警察、海上保安部などの行政・防災関係機関の参加のもと、「南海トラフ地震」による被害を想定し、その初動期における災害対策本部員等が行うべき役割や行動を模擬的に体験することにより、応急対策活動上の問題点や課題を把握と初動対処能力の向上を図ることを目的に<u>4年振りに報道機関等の皆さんに公開して実施します。</u></p> <p>訓練内容は添付資料をご確認ください。</p> <p>【添付資料】</p> <p>資料① 令和5年防災訓練実施概要</p> <p>資料② 令和5年度 志摩市防災訓練 災害対策本部運営訓練（図上訓練）実施計画</p> |
| 開催日 | 令和 5年11月12日（日曜日） |
| 開催時間 | 午前10時00分～ 午後0時30分（開始と終了時間） （見学受付は午前9時45分から） |
| 開催場所 | 志摩市役所本庁舎 4階会議室（401～404会議室） |
| その他 | <p>訓練の取材については志摩市役所4階会議室で実施する「災害対策本部運営訓練（図上訓練）」の場でお願ひします。</p> <p>※訓練中は全ての取材対応ができない場合があります。</p> |
| お問合せ先 | <p>志摩市 危機管理統括監 防災危機管理室 担当 奥野、濱口</p> <p>TEL 0599-44-0203 FAX 0599-44-5252</p> <p>e-mail bosaikikikanri@city.shima.lg.jp</p> |

令和5年度 志摩市防災訓練 実施概要

1. 訓練目的

この訓練は、志摩市、行政・防災関係機関など参加のもとに、南海トラフ地震を想定して、各種の防災訓練を実施し、地震・津波に対する災害対応力や防災意識の向上を図ることを目的とします。

また、地区防災組織等が自主的に実施する防災訓練の支援を行い、地域の防災力や住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

2. 主催 志摩市

3. 訓練日 11月12日（日）（訓練実施時間は各内容により異なります。）

4. 訓練項目・内容等（予定）

| 訓練項目・内容 | 実施機関 | 訓練場所 | 訓練時間 |
|----------------------|---|--------------|--|
| 災害対策本部設営 訓練 | 防災危機管理室 | 市役所本庁舎 | 8:30～9:30 |
| 災害対策本部運営 訓練（図上訓練） | 志摩市（市消防本部を含む）、 三重県、鳥羽警察署、 陸上自衛隊第33普通科連隊、 鳥羽海上保安部 | 市役所4階 会議室 | 訓練想定等説明 9:30～ 図上訓練 10:00～ 振り返り、講評 11:50～ （終了予定 12:30） |

5. 訓練参加対象者（市職員） 約70名

6. 訓練想定

11月10日（金）7時05分、南海トラフを震源とする海溝型地震が発生し、当地域では、最大震度6強の地震が観測され、当地域沿岸部に大津波警報が発表され、市は直ちに災害対策本部を設置し、防災体制を執った。発災直後及び発災後3日目を想定した各種訓練の実施。

7. 訓練中止の判断基準

次の場合は訓練を中止します。なお、中止決定は当日7時00分に行い、訓練中止の場合は、関係者へ連絡するとともに、市防災行政無線を通じ、市内に放送を行います。

- (1) 訓練当日、市内で震度5弱（最大震度）以上の地震が観測された場合
- (2) 志摩市沿岸（津波予報区：「三重県南部」）に、「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている場合
- (3) 遠地地震により志摩市沿岸（津波予報区：「三重県南部」）に、「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表される可能性がある場合、市長が訓練中止を適当であると判断した場合
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合
- (5) 市内に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「高潮」警報又は特別警報が発表されている場合又は三重県内に特別警報が発表され市長が訓練中止を適当であると判断した場合
- (6) 訓練当日、志摩市に災害対策本部が設置又は継続されている場合
- (7) その他当日の天候により訓練実施が困難と判断される場合や市内で緊急対応を行っている場合で市長が訓練中止を適当であると判断した場合

8. 訓練講評者

三重県南勢志摩地域活性化局 阪 靖之 局長
 鳥羽市 総務課防災危機管理室 岡田 国治 室長
 志摩市 村上 圭一 副市長

9. 防災訓練に合わせて実施する訓練

| 訓練項目・内容 | 実施機関 | 訓練場所 | 訓練時間 |
|-------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------|
| 職員安否確認 及び参集訓練 | 防災危機管理室 各支所（総務課含む） | 各支所 市役所本庁舎 | 11月12日 8:00～9:00 |
| 被害調査、 被害認定実施訓練 | 三重県 志摩市（総務部、建設部） | 市役所5階 災害対策本部室 被害調査実地 訓練場所 | 11月12日 8:30～12:30 |

② 地区防災訓練（各地区により実施日が違います。）

| 訓練項目・内容 | 実施日 | 実施団体（地区） | 訓練場所 |
|--------------------------------|------------|-----------------------------------|-------------|
| ○地区防災訓練 ・避難所開設運営訓練 ・避難訓練 | R5. 9. 17 | (磯部) 坂崎自治会 | 各自治会 で設定 |
| | R5. 9. 24 | (磯部) 栗木広区 | |
| | R5. 10. 1 | (阿児) 鵜方自治会 | |
| | R5. 10. 8 | (磯部) 的矢区 | |
| | R5. 10. 15 | (磯部) 渡鹿野区、川辺区 | |
| | R5. 10. 21 | (大王) 波切自治会、船越自主防災会 名田自治会、畔名自治会 | |
| | R5. 10. 22 | (浜島) 浜島地区自治会連合会 迫子地区自治会防災部 | |
| | | (磯部) 夏草区 | |
| | R5. 10. 28 | (磯部) 五知区 | |
| | R5. 10. 29 | (志摩) 布施田自治会 | |
| | R5. 11. 5 | (磯部) 下之郷区、築地区 | |
| | R5. 11. 12 | (浜島) 塩屋地区自治会 | |
| | | (志摩) 越賀自治会 | |
| (阿児) 国府自治会 | | | |
| (磯部) 飯浜区、恵利原区 迫間第一区、穴川区 | | | |

※令和5年10月17日時点

令和5年度 志摩市防災訓練 災害対策本部運営訓練（図上訓練）実施計画

1 目的

「南海トラフ地震」による被害を想定し、その初動期における災害対策本部員等が行うべき役割行動を模擬的に体験することにより、応急対策活動上の問題点・課題を把握するとともに、初動対処能力の向上を図る。

2 訓練の狙い

震災発生より48時間が経過した朝よりスタートし、人命救助の段階から復旧・復興への体制変換の時期を捉えて対応を訓練する。

3 主要訓練項目

発災初動期の災害対策本部の対応

- ア 情報の収集・分析・共有
- イ 実施すべき対応策の案出

4 実施日時及び場所

日時：11月12日（日） 9：30～12：30

場所：市役所 4階 401～404会議室（図上訓練会場）
4階 食堂（コントローラー室）

5 訓練参加者

○参加者

(1) 職員 約70名

志摩市災害対策本部員（本部長・副本部長を含む）及び志摩市地域防災計画—地震・津波対策編—（令和5年3月修正）P108の志摩市災害対策本部組織図にある各班の構成員。

※但し、同日程で別研修を行う情報・収集被害調査班（課税課）や本庁以外での配備が主となる支所支援班（各支所）、医療班（志摩市民病院）、給水・復旧班（水道工務課）、消防班（消防本部）は対象としない。

(2) 関係機関（県、警察、自衛隊、海上保安庁） 各機関 1～2名

(3) その他

・ 訓練講評者

| | | |
|----------------|-------|-----|
| 三重県南勢志摩地域活性化局 | 阪 靖之 | 局長 |
| 鳥羽市 総務課防災危機管理室 | 岡田 国治 | 室長 |
| 志摩市 | 村上 圭一 | 副市長 |

6 訓練編成

(1) 進行管理者（コントローラー）

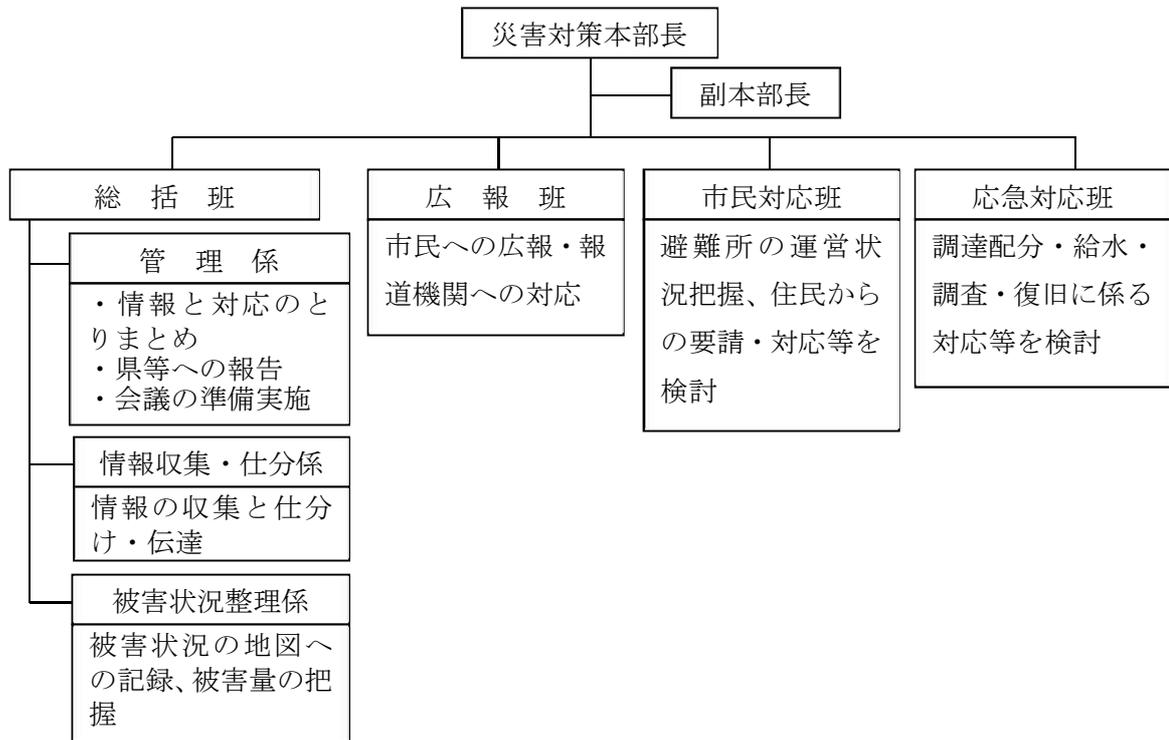
- ・ 訓練の進行管理や状況付与係を担当（担当：防災危機管理室、消防本部、関係機関）

(2) 訓練参加者（プレイヤー）

- ・ 各部からの訓練参加者を下記の訓練編成表の各班に割当て

(3) 訓練編成

ア 応急対策本部編成基準



イ 上記の編成を基準として、事前に訓練参加者を各班に割当する。

7 実施要領

(1) 訓練方式は、災害対策本部要員（各部担当者を含む）を対象とした「図上シミュレーション訓練（ロールプレイング方式）」とする。状況付与の内容については、原則非公開とする。

(2) 訓練時程

| | |
|-------------|------------|
| 09:30～09:50 | 訓練概要説明及び準備 |
| 09:50～10:00 | 班にて話し合い |
| 10:00～11:50 | 図上訓練 |
| 11:50～12:10 | ふりかえり |
| 12:10～12:30 | 講評 |

(3) 状況付与については、進行管理者（コントローラー）からの「情報カード」による伝達を基本として、一部電話、無線等により伝達する。訓練参加者（プレイヤー）は、進行管理者（コントローラー）から提示される一連の状況付与に基づき対応活動を検討し、その結果を「情報カード」の活動・対応状況欄に記入し、進行管理者に提出する。